

ランク制についての規定

- 1 . この会は、例会参加者の体力及び技術の均等化により事故を防止し、安全で楽しい例会を期するとともに、無理なく体力・技術の向上を図るためにランク制を制定する。
- 2 . 前述の目的を達成するために全ての会員を体力、技術などにより、別表に定める基準によりいずれかのランクに決める。会員は、決められたランクを上限としてこれに見合う例会に参加することができる。
- 3 . ランク制を管理運営するためにランク委員会を設ける。委員長および委員は世話人会が任命する。ランク委員会は月 1 回以上開催し会員のランク決定と移動、ランク制の充実と改善についての研究・提案を行う。
- 4 . 会員はいつでもランク委員会に対しランクについての申請を行うことができる。ランク委員会は会員からの申請を迅速に処理しなければならない。またランク委員会は会員の体力、技術、体調などの把握につとめ、会員の申請を待つまでもなく、客観的に適正、公平なランクの決定に努めねばならない。
- 5 . ランクの決定、または変更は次のとおりとする。
 - (1) 新会員は原則として A ランクとする。
 - (2) 高齢、または疾病などにより体力が低下し、A ランクの例会に参加できない場合は S ランクとする。
 - (3) A ランクの年齢は原則として 80 歳未満とする。ただしランク委員会が特に承認した場合は 85 歳に達するまで延長できる。なお直近 1 年間の A ランクの例会参加回数が原則として 12 回以上必要とする。
 - (4) B ランクの年齢は原則として 70 歳未満とする。ただしランク委員会が特に承認した場合は 78 歳に達するまで延長できる。なお直近 1 年間の B ランクの例会参加回数が原則として 12 回以上必要とする。
B 健の例会に参加できる年齢は 70 歳未満とする。ただしランク委員会が特に承認した場合は 75 歳に達するまで延長できる。なお直近 1 年間の B ランクの例会参加回数が原則として 12 回以上必要とすることに加えて、そのうち B 健の例会参加回数が原則として 6 回以上必要とする。
B ランクになるためには、下記の条件を必要とする。
() B テスト参加申請をする月の前月末までに A ランクの例会に 5 回以上参加すること。

- () 初級講習会または山歩きセミナーを受講すること。
 - () 新会員のためのオリエンテーションを受講すること。
- (5) C ランクの年齢は原則として 67 歳未満とする。ただしランク委員会が特に承認した場合は 70 歳に達するまで延長できる。なお直近 1 年間の C ランクの例会参加回数が原則として 6 回以上必要とする。
- C ランクになるためには、下記の条件を必要とする。
- 六甲山系の B 健例会または六甲山系以外の B 例会の計画を 2 回以上立案し、かつその例会のチーフリーダーを務めること。
- 10 キログラム以上のポッカが可能であること。
- B ランク以上の雪山の経験、または雪山講習会を修了していること。この条件を満たさない場合は、C ランクを承認された 1 年以内に B ランクの雪山例会または雪山講習会に 1 回以上参加すること。
- 会員として兵庫県勤労者山岳連盟又は神戸市主催の六甲全山縦走大会に参加し、完走すること。この条件を満たさない場合は、C ランクを承認された 1 年以内に条件を達成すること。
- (6) 特に延長を申請する場合には、1 年毎に期限の 2 カ月前までにランク委員会に申請しなければならない。
- (7) 参加回数の算定は、各ランクとも通常の例会に参加した場合とする。
- (8) 各ランクの年齢制限の期限は、それぞれの年齢に達した誕生日の月末までとする。
- (9) 直近 1 年間とは前年誕生月の 1 日から当年誕生日の前月末までの 1 年間とする。
- (10) ランク変更した初年度のランク延長申請に必要な例会参加回数は、各ランクに規定される直近 1 年間の参加回数に対して、変更月の翌月から誕生月の前月までの月数に応じた回数以上とする。

- 6 . ランクの変更に際してランク委員会が判断の困難な場合には、該当ランクの例会にテスト参加を行うこととする。
- (1) A テストの場合にあっては、テストに参加できる年齢の上限は 85 歳未満とし、3 カ月の間に 2 回以上 A テスト例会に参加しなければならない。この場合ランク委員会は 4 カ月以内にランクの変更の適否を決定し、テスト参加者に通知するものとする。
 - (2) B テストの場合にあっては、テストに参加できる年齢の上限は 75 歳未満とし、3 カ月の間に 2 回以上 B テスト例会に参加しなければならない。この場合ランク委員会は 4 カ月以内にランクの変更の適否を決定し、テスト参加者に通知するものとする。
 - (3) 特 B テストの場合にあっては、テストに参加できる年齢は 70 歳以上 78 歳未満とし、3 カ月の間に 2 回以上特 B テスト例会に参加しなければならない。この場合ランク委員会は 4 カ月以内にランクの変更の適否を決定し、テスト参加者に通知するものとする。なお、特 B テスト合格者は B 健例会に参加できないものとする。

(4) C テストの場合にあっては、テストに参加できる年齢の上限は 70 歳未満とし、3 カ月の間に 2 回以上テスト対象の C ランクの例会に参加しなければならない。この場合ランク委員会は 4 カ月以内にランクの変更の適否を決定し、テスト参加者に通知するものとする。

7. 次の場合は委員会はランクを移動することもある。

- (1) 決定されたランクの例会に 6 カ月以上参加せず、かつ体調、トレーニングの状況が不明で当該のランクにふさわしい体力を維持していると考えられない場合。
- (2) 決められたランクの例会で体調がしばしば不調となったり、脱落するなど当該ランクの例会に参加することが無理と判断される場合、または 1 年以内に事故を重ねた場合。
- (3) 下降の際に著しく歩行技術やバランスに問題があり、危険性が認められる場合。
- (4) 重大な持病またはその他の疾病のために慎重に行動する必要があると認められる場合。

8. 海外登山（トレッキング）の例会に参加できる年齢はこの規定の 5 項に準じる。

9. 実施細則は別表「ランク区分の基準」による。

10. この規定の改廃は世話人会で議決する。

11. この規定は 1988 年 11 月 1 日より実施する。

1990 年 3 月 20 日改正

1991 年 6 月 1 日改正	2003 年 4 月 15 日改正	（2011 年 1 月 1 日実施）
1993 年 4 月 6 日改正	2003 年 5 月 20 日改正	2012 年 12 月 4 日改正
1995 年 1 月 1 日改正	2004 年 10 月 1 日改正	（2013 年 1 月 1 日実施）
1996 年 2 月 1 日改正	2006 年 5 月 2 日改正	2014 年 6 月 17 日改正
1996 年 10 月 1 日改正	2007 年 3 月 6 日改正	2015 年 2 月 17 日改正
1998 年 1 月 1 日改正	2008 年 2 月 5 日改正	2017 年 6 月 6 日改正
1998 年 12 月 1 日改正	2009 年 11 月 17 日改正	2019 年 5 月 21 日改正
2001 年 9 月 1 日改正	（2010 年 1 月 1 日実施）	2019 年 9 月 3 日改正
2002 年 6 月 1 日改正	2010 年 8 月 3 日改正	2022 年 5 月 17 日改正
2022 年 10 月 18 日改正	（施行 12 月 1 日）	
2023 年 3 月 7 日改正		

(別表) ランク区分の基準

ランク	歩速・対象者・経験など	例会の歩行距離 ・時間・その他	年齢・その他の条件	参加できる例会
S	○きわめてゆっくりと歩く ○高齢・疾病などでAランクの例会に参加できない人	○約5kmまで ○約3時間 ○標高差極めて少ない *S健例会は主に山歩きとし、歩行距離・時間が長い ・S健の歩速はSと同じ		S健 S
A	○ゆっくりと歩く ○入会直後の人 ○初級者の人	○約8km～10km ○約4時間 ○標高差約1000m *A健例会は注意箇所あり、または歩行距離時間が長い *A健の歩速はAと同じ	○Aランクの年齢は80歳未満とするただしランク委員会が承認した場合は85歳まで延長できるなお直近1年間にAランク例会に12回以上参加が必要	A健 A S健 S
B	○普通の速度で歩く ガイドブックなどの標準コースタイムで歩く ○下りの歩速や歩行技術が安定している ○Bテスト者の条件 Aランク例会に5回以上参加し初級講習会又は山歩きセミナーの終了と新会員のためのオリエンテーションの終了が必要	○約10～15km ○約5時間 ○標高差約1500m *B健例会は危険箇所あり、または歩行距離が長い *B健の歩速はBと同じ	○Bランクの年齢は70歳未満とするただしランク委員会が承認した場合は78歳に達するまで延長できるなお直近1年間にBランク例会に12回以上参加が必要 ○B健の例会に参加できる年齢は70歳未満とするただしランク委員会が承認した場合は75歳に達するまで延長できる。なお直近1年間にBランク例会に12回以上参加が必要その内B健例会に6回以上の参加が必要	B健 B A健 A S健 S
C	○長い、または困難なコースをBランクより早く歩く ○Cテスト者の条件 *Bランク以上の雪山例会経験者又は雪山講習会の修了者、および六甲縦走完走者。この条件を満たさない場合は1年内に条件達成のこと *六甲山系のB健例会または六甲山以外のB例会を2回以上立案しそのチーフリーダーを務めること	○歩行距離・時間・標高差は特に定めない ○荷重は10kg以上で歩くことができる	○Cランクの年齢は67歳未満とするただしランク委員会が承認した場合は70歳に達するまで延長できるなお直近1年間にCランク例会に6回以上の参加が必要	C B健 B A健 A S健 S

注) 歩行距離・時間について猛暑期は配慮する。